

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年9月17日)

陳情6年危機管理第34号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－34 (R6.9.6)	危機管理	UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで 再稼働の延期を中国電力に求める陳情	

▶陳情事項

これまで屋内退避は、島根原子力発電所から 30km 圏内（UPZ：緊急防護措置を準備する地域）の住民の原子力防災として重要な対策とされてきた。しかし、能登半島地震の被災状況から考え、大地震と原発事故が重なった場合、屋内退避も避難も困難であることが明らかになった。現在、原子力規制委員会に設置されている「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、議論が始まっている。その結果により住民の不安・疑問が払しょくされるまでは、住民の生命を最優先に考え、中国電力に対して再稼働の延期を求めること。

▶陳情理由

米子市の原子力災害時の地域防災計画の「計画の目的」には、「市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする」と書かれている。言うまでもなく、原子力防災の主目的は「被ばくを避ける」ことである。島根原発から 30km 圏内（UPZ）の場合、原発から放射性物質が放出された後の対策は、屋内退避となっている。

当会では、平成 27 年から、避難行動要支援者の避難について聞き取り調査などを通して住民の視点から検証を続けてきた。特に、被ばくに影響を受けやすい乳幼児・子どもへの対策、及び、移動により体に負担がかかる高齢者・障がい者などへの対策は、重要である。これまでも屋内退避については、期間が明確ではないため、避難行動要支援者にとって大きな負担になることについて、陳情などで指摘してきた。

この懸念は、本年元旦に起きた能登半島地震の被災状況から考え、より具体的に可視化された。家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起などが生じた場合、屋内退避も避難も難しく、被ばくを避けるための対策がさらに困難になっていくと推測できる。

疑問 1 原子力規制委員会委員長は、原子力防災よりも自然災害による人命への直接的なリスクを優先するようにと説明しているが、状況次第でどのような空間線量になるか分からないにもかかわらず、被ばくを許容することを勧めているようにみえる。特に乳幼児や子どもについて、被ばくしたことによる命や健康への影響は考えなくて良いのか。

疑問 2 大地震などとの複合災害により、窓や戸口など一部が損壊している場合、屋内退避の効果はどのくらいなのか。どこまでなら、コンクリート屋内退避施設に避難すべきなのか。

疑問 3 家屋が一部損壊した場合、被ばくリスクの情報もないまま、自宅に残るか残らないかを住民に判断させるのは、無理ではないのか。

疑問 4 在宅の高齢者や障がい者の家屋が倒壊してコンクリート屋内施設等に移動するのは、困難ではないのか。

疑問 5 大地震による家屋倒壊などで救助が必要な時に原発事故が起きた場合、被ばくの危険を冒してまで、民間企業やボランティアが救助活動をすることはできないのではないのか。被ばくを避けるために、救助を担う人数が減り、救助が遅れることはないのか。

避難行動要支援者の視点で考えれば、上記のような現実的な疑問が湧いてくる。

今は、国の検討により、屋内退避の実効性が示されるまで、島根原発2号機の再稼働を延期することが、住民の生命、身体及び財産を守る最善の方法であると考えてる。

▶提出者

原子力防災を考える県民の会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。
- 2 疑問1の被ばくによる命や健康への影響については、放射線の重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするのが重要であり、原子力規制委員会は原子力災害対策指針における放射線の防護措置の考え方として、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるとしており、能登半島地震を受けても、原子力災害対策指針における複合災害時の対応、放射線の防護措置の基本的な考え方を変えるものではなく、同指針の変更は必要ないとしている。
- 3 一方、本年1月に開催された宮城県女川地域における原子力規制委員長との意見交換での地元自治体からの意見等を踏まえ、同委員会は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、屋内退避の最も効果的な運用（屋内退避の対象範囲、実施期間、屋内退避の解除又は避難等への切替え等）の検討を進めており、今年度内に検討結果を取りまとめているが、検討の前提として、原子力災害対策指針の基本方針は変更する必要がないとしている。
- 4 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。

【県の取組状況】

- 1 本県の地域防災計画・避難計画では、原子力災害における複合災害時の対応について、「①まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取る」、「②その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取る」としており、地震等により家屋での屋内退避が出来ない場合は、コンクリート屋内退避施設、近隣の避難所等で屋内退避を実施すること、必要に応じてUPZ内外の避難所に移動し屋内退避することとしている。
- 2 避難所の耐震化率（UPZ内）は、境港市で100%、米子市で90%となっており、避難者はコンクリート屋内退避施設を含む指定避難所で収容可能であることを確認している。そのため、疑問2及び疑問3の屋内退避の判断については、一般的な地震対応と同様に、家屋の一部損壊により自宅に残らずコンクリート屋内退避施設を含む指定避難所に避難することとしている。
- 3 疑問4の要支援者の避難及び疑問5の被ばくリスクを避けるための救助人員の減少については、支援者や自主防災組織、消防団等による支援に加え、必要に応じて自衛隊等の実動組織による重層的な支援により、要支援者のコンクリート屋内退避施設への避難や被ばくを避けるための救助人員の減少等に対応される。放射性物質放出後は空間放射線量の推移を見ながら、実動組織の支援も受けながら、人命最優先で対応することとしている。
- 4 避難経路は複数設定しており、道路の被災状況に応じて、迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行うこととしている。また、主要な避難経路である県道米子境港線（県道47号線）では、橋梁背面の沈下防止対策、マンホール浮上防止対策の液状化対策を実施している。
- 5 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。その上で、これらの回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥

当なものであるとの意見を聴取している。

6 県では、島根原発での事故を想定した防災訓練を、実動組織等と連携し、陸路、海路、空路を活用して毎年実施しており、対応能力の向上を図るとともに、その結果を検証し、教訓や最新の知見に基づき、地域防災計画・避難計画を修正して、継続的に計画の実効性向上に努めている。

7 今後も、国等における能登半島地震を踏まえた検証や原子力規制委員会における検討チームの議論等に注視し、原子力安全顧問の意見を伺いながら、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていく。